

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

291  
07/11/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

## 核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会  
第1委員会

## ニュージーランドなど、 「核発射体制の緩和」で新決議案 米が反発、日本は？

現在、ニューヨーク国連本部で開催されている国連総会第1委員会(軍縮)において、ニュージーランドを中心に提出された新しい決議案をめぐる冷戦時代と変わらない米口の核兵器発射の即応体制にあらためて注目が集まっている。この即応体制緩和の問題は、作戦上の地位の低減という表現で2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議で合意された13項目の実際的措置にも盛り込まれた。あくまでも核兵器廃絶という目標への中間的措置である。決議案の内容と経過、現実の即応体制の実態を述べ、この問題の本質について考える。

### 核抑止政策の本質に迫る問題

#### 決議案までの経過

##### 冷戦後の懸案

#### 主導するニュージーランド

10月17日、ニュージーランドは、チリ、ナイジェリア、スウェーデン、スイスと共同で、「核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和」と題する決議案を国連総会第一委員会に提出した(全文は3ページ)。

前文に書かれているように、この決議案は、直接的には核兵器の即応発射体制を緩和することで核兵器の使用の可能性を減らせること、とわけ偶発的発射の危険を減らせることを目指している。そして、それを通して核兵器の軍事的役割を低下させ、核保有国における核軍縮を促進させることを狙ったものである。決議文の主文で要求していること

は「作戦上の即応体制の緩和に向けた実際的措置を求めるといって極めて簡潔で緩やかなものである。実際的措置の内容に触れていないし、検証の必要にも触れていない。決議への支持を拡大するうえでの配慮が含まれていることはもちろんであるが、この決議の意義については掘り下げて考えてみる必要がある。

ニュージーランドによる決議案提出の意向が明らかになったのは、同国のフィル・ゴフ軍縮・軍備管理大臣が、「大量破壊兵器委員会」のハンス・プリクス委員長らとともに行った8月30日の記者会見であった。ゴフ大臣は、そのとき、今回のイニシアティブが「新アジェンダ連合(NAC)

#### 今号の内容

#### 核即応体制緩和で新決議案

<資料> ニュージーランドなどの決議案

#### 給油問題、深まる疑惑

#### イラク戦争死者100万人超

【連載】いま語る 17 高村千紗さん

(高校生平和大使)

の一員として、核軍縮、核不拡散の促進を主導的に担ってきたニュージーランドの役割と一致すると述べることも、「我々の目標はもちろん核兵器の完全廃棄である。しかし、核兵器の作戦上の地位を低めることは、こうした原則目標に向かう重要な中間措置となると、決議案提出の理由を述べた<sup>1</sup>。まずこのことに注目しておきたい。日本の核兵器廃絶運動から見たとき、核兵器の保有を前提にした「即応体制の緩和」というのは実に生ぬるいという印象を与えるし、その印象は正当なものであろう。したがって、その懸念を提案者が共有していることが示されたことは大きな意味がある。

しかし、包括的核実験禁止条約（CTBT）や核分裂物質生産禁止条約（FMCT）などの場合は、中間措置とはいえず、「核兵器のない世界」が実現した暁にも必要とされる措置であるのに対して、今回の「即応体制の緩和」はそれとは異なる。したがって決議の意義についてもう少し考えを深めることが必要である。その議論は後に譲って、まず決議が提出されるまでの背景を述べておこう。

### 政府後援の委員会や元政府高官の勧告

冷静後の核状況の変化を踏まえてオーストラリア政府がイニシアティブをとって取り組んだキャンベラ委員会の報告（96年8月）は、直ちにとるべき措置の一つとして核兵器の警戒態勢解除の問題を取り上げた。委員の中にはリー・バトラー元米戦略軍司令官やロバート・マクナマラ元米国防長官が含まれており、警戒態勢解除の勧告は斬新な提案であった。

続いて99年7月、日本政府のイニシアティブをもって開催された東京フォーラムの報告もこの問題の重要性を強調し、全核兵器の即時警戒態勢（hair-trigger alert）からの解除を求めた。

さらに、06年6月に発表されたスウェーデン政府後援の大量破壊兵器委員会（プリクス委員長）報告にも、米口が「核の一触即発警戒態勢の解除に向けた相互措置に合意し、目的達成を促進する合同委員会を設置すべき」との勧告が盛り込まれた<sup>2</sup>。同報告は、そのための措置として、核戦争計画の中から「警報即発射」という政策オプションを除くこと、並行して作戦上の即応体制の緩和を進めることの2点を勧告した。後者のための具体的措置として、航海中の戦略潜水艦の数の削減、停泊時における技術的な発射即応性の低減、核弾頭及び空中発射巡航ミサイルを飛行場以外の場所に保管、大陸間弾道ミサイルのノーズコーンや弾頭をミサイルと別の場所に保管、などをあげた。

07年1月4日にキッシンジャーら4人の元政府高官が発表した論説「核兵器のない世界」<sup>3</sup>においても、核兵器国が合意すべき措置として「警報時間を長くし、それによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすように、配備核兵器の冷戦時代の態勢を変えること」との提言が盛り込まれている。

### NGOの取り組み

国際NGO「中堅国家構想」（MPI）は、2005年以後主催してきた第6条フォーラムにおけるNGOと政府関係者との

協議を通して、2010年NPT再検討会議に向けて政府間合意が得られやすい「優先課題」として7項目の勧告を行った（07年4月）<sup>4</sup>。その第1勧告が「核兵器の警戒態勢の解除」であった。その内容はほぼプリクス委員会の勧告に沿ったものである。

少しさかのぼるが、05年4月5日には、ダライ・ラマ、ジョセフ・ロートブラットら44人のノーベル賞受賞者及び300を超えるNGOや議員が署名した声明「核兵器の警戒態勢を解除せよ」が発表された<sup>5</sup>。この声明は、04年5月21日に世界市民連盟が「核戦争から世界を救った男」スタニスラフ・ペトロフ大佐<sup>6</sup>に世界市民賞を贈呈したことを契機に、05年NPT再検討会議の開催に向けてこの問題への国際的関心を高めるべく、まとめられたものである。声明には今回の決議案の参考になったと考えられる国連総会へのモデル決議案が添付されている。

## 核発射・即応体制の実態

### 警報後数分で核のボタン

### 米国の反発

ニュージーランドなどの決議案に対して米国は強く反発し、真っ向から否定した。10月9日、第1委員会の一般演説を行ったクリスティーナ・ロッカ米軍縮大使は、「相変わらずの明白な誤解」の見本、と一蹴する演説を行った。

「核兵器を『一触即発の警戒態勢（hair-trigger alert）から解除するよう要求することは人気があるようだ。率直に言わせてもらえば、この要求を遵守するための措置を講じるとなると、我々はまず最初に我々の核兵器を『一触即発の警戒態勢』に置かなければならない。そうすれば警戒態勢を解除しうらさう。事実は、米国の核戦力は、現在も、そしてこれまで一度も、『一触即発の警戒態勢』などに置かれたことはない、ということである。」<sup>7</sup>

ロッカ大使はさらに、現在の米国の核戦力は、米大統領に核ミサイル発射の決定までに最大限の時間的猶予と柔軟性を与えるような態勢がとられており、また、誤発射や無許可の発射を防止するための「何重もの厳格な手続き上・技術上のセーフガード」が存在している、と強弁した。

ちなみに、米国が繰り返した「一触即発の警戒態勢」という言葉は、ニュージーランドらが提出した決議案のなかでは一切使われていない。これは、定義しがたい表現を慎重に避け、核兵器国も含む最大限の支持獲得を狙ったものであると考えられる。

### 警戒体制の実態

こうした米国の反応に対し、NGO側からは強い反論が展開された。10月13日、世界安全保障研究所（WSI）の所長で、ミニットマン・ミサイルの発射管制官を務めた経歴を持つブルース・ブレアが、「米核戦力の警戒体制に関する米

## 核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和

チリ、ニュージーランド、ナイジェリア、スウェーデン、スイス提出決議案  
A / C . 1 / 62 / L . 29、2007年10月17日

総会は、

核兵器を高い警戒態勢に保つことは冷戦時代の核態勢の特色であったことを想起するとともに、冷戦の終結以降、信頼性及び透明性が向上していることを歓迎し、

冷戦の終焉にもかかわらず、数千もの核兵器が依然として数分以内に発射可能な高い警戒態勢に保たれていることを深く憂慮し、

核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減を支持する、軍縮関係の多国間会議での関与が増えていることに留意し、

核兵器システムが高いレベルの即応体制に維持されていることで、壊滅的な結果をもたらしかねない核兵器の使用 意図しない、あるいは偶発的使用を含む の危険性を高めていることを認識し、

また、配備の削減や作戦上の地位の低減は、信頼醸成や透明性の向上措置及び安全保障政策における核兵器の役割の低下を通じ、国際の平和と安全の維持及び核軍縮プロセスに寄与することを認識し、

早期警戒システムのデータ交換及びミサイル発射通告のための米ロ共同センター設置提案など作戦上の地位の低減に向けたプロセスにおいて主要な役割を担うであろう二国間イニシアティブを歓迎し、

また、攻撃目標外し ( de-targeting ) のイニシアティブや配備に必要とされる準備時間の延長といった、核兵器システムの作戦上の地位低減に向けて各国が行っている措置についても歓迎し、

1. すべての核兵器が高度警戒体制から除外されることを目指して、核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和に向けたいっそうの実際の措置を講じることを求める。
2. 本決議の履行に関する最新の進捗状況を総会に報告することを各国に要請する。
3. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

(訳:ピースデポ)

国演説に対する反論」と題する論文を緊急発表した<sup>8</sup>。このなかで、ブレアは、ロッカ米大使の発言を「圧倒的な量の証拠や知識」と矛盾する「極めて不正確」なもの、と一喝している。

ブレアの反論は、米大使演説の3つの論点について行われた。

現在も過去も「一触即発の警戒態勢」にない?

ブレアは、「米ロ両国は、それぞれの戦略核兵器のおよそ3分の1を警報即発射の態勢に維持している。広島の原因の約10万発分に匹敵する数千もの核弾頭を搭載した何百発ものミサイルがわずかに数分内で発射されうる」と述べ、「冷戦の終焉は、両国の核戦略や核戦力の作戦のあり方に抜本的な変化をもたらしてはいない」と実態分析を示した。さらに、ブレアは、2000年当時、大統領候補であったジョージ・ブッシュが選挙キャンペーンのなかで、「米国は、可能な限り多くの核兵器を一触即発の高度な警戒態勢から解除しなければならぬ」と述べていた事実を紹介している。

核のボタンを押す米大統領に時間的猶予と柔軟性があるか?

ブレアは、大統領には「決定までに最低限の時間と柔軟性」しか与えられていない、と指摘する。

「両国の指揮及び早期警戒システムは警報即発射に設定されている。すなわち、12～30分で敵ミサイルが着弾する前に、味方のミサイルを大量に発射しなければならない。もし他方から明らかにミサイル攻撃があった場合、両大統領は、即時に発射の決定を下すというさまじいプレッシャーのもとに置かれる。こうした決定プロセスの大部分はほぼ自動化されている。」

ブレアは、両国の監視員が敵ミサイル飛来の真偽に関する予備的判断を下すのに3分、ミサイルの疑いが濃厚な

ときに、(米国の場合)戦略軍のトップ顧問が大統領と電話会議で反撃選択肢を説明するのに30秒、大統領が判断を下すのに最大12分、という極限状態のなかで、「慎重な検討を行うことなど実際的に不可能」と強調する。

偶発的発射の防止策があるか?

ブレアは、防止策の機能は、「今日の状況では不十分」であり、警戒体制を解除すること以外にこうした点を強化していく術はないと結論付けている。

「無許可の発射を防ぐために、両国は戦略的核戦力に極めて厳重な防止策を講じているが、核の指揮統制システムやそれらに対する脅威の複雑さにより、無許可の発射に対する実際の防護レベルを正確に評価することは困難である。深刻な問題点が日常的に見つかっている。国家やテロリストなどの非国家主体がこうした統制システムの弱点を物理的に、あるいは情報的な手段を使って狙ってくるかもしれないと考えるゆえんである。」

ブレアが明らかにした警戒体制の危険な実態の他に、最近ではさらに米国の「グローバル・ストライク」戦略が新しい問題を生み出している。

グローバル・ストライクとの矛盾

10月19日、米科学者連盟 (FAS) の核情報プロジェクト代表のハンス・クリステンセンが、ロッカ米大使の発言に反論する論文を発表した<sup>9</sup>。そこで彼は「米国の核戦力は米大統領に決定までの最大限の時間的猶予を与えるように計画され、態勢がとられている」という米大使の発言が、「冷戦の終焉以降、米国の戦略的計画における最も重要な、新しい形態への発展である『グローバル・ストライク』任務<sup>10</sup>の誕生と矛盾している」と述べた。

03年に米国の戦略軍の新任務となったグローバル・ス

トライクは、「先制攻撃」のオプションを含め、地球上のあらゆる場所において、核・非核の兵器あるいはその他の手段によって、敵を迅速に攻撃する能力を持つ、ということの意味する。クリステンセンは、グローバル・ストライク任務は、「戦力を、敵に対して極めて迅速に対応できる警戒体制に保つ、という米国の姿勢を一層強固にするもの」と分析し、米大使の主張とば「まったく反対のことを要求している」と述べた。

## 問題の本質

### 概念の整理が必要

#### 「警報即発射」オプション

さて、核兵器発射に関する「即応体制の緩和」を求める今回の決議の本質的な意義はどこにあるのだろうか。米国の核兵器信奉者が強く反発する理由はどこにあるのだろうか。

ここでまず概念の整理を明確にしておかなければならない。核兵器をいかなる即応体制に置くかという問題は、核戦争計画の基本的な政策選択に関係する。ここに登場するのが「警報即発射」と呼ばれる政策オプションである。これは、上記のブレアの反論に描かれているように「敵ミサイルの飛来警報が早期警戒センサーから発せられたときに、それが着弾する以前に報復ミサイルを発射する」という戦争計画である。この計画を実行に移すことを可能にするような政策的・技術的システム全体を「警報即発射」体制と呼び、そのような体制を実行する主観的な姿勢を「警報即発射」態勢と呼ぶことができるであろう（この「体制」と「態勢」の使い分けは、記述の文脈の中で必ずしも明確に区分しがたい場面がある。）

「警報即発射」オプションは、ある種の核兵器の発達段階で正当化された核抑止論に起因している。それは、敵が先制攻撃によって味方の核報復を不可能にするような精度と量の核攻撃能力が蓄積されたとき、敵に核兵器使用の誘惑が生じ、核抑止が崩壊すると考えられたからである。そのとき、「警報即発射」オプションを採択することによって、敵に不能化される前に核報復を実行する体制を構築して敵の先制攻撃を抑止することができる。アラン・フィリップスは1960年頃にこの選択が可能になったと分析している<sup>11</sup>。

これに加えて、核爆発に伴う電磁パルスの影響が「警報即発射」オプションの必要性を永続化させていると考えられる<sup>12</sup>。それは、潜水艦発射弾道ミサイルの発達で報復核攻撃能力が生き残ることができても、先制攻撃による核爆発が起これば電磁パルスによる指揮統制システムの故障で味方の報復が不能になる可能性が否定できないからである。着弾前の報復攻撃が可能な「警報即発射」体制がやはり要求されることになる。

しかし、今日の米口関係の中で、このようなメンタリティが維持されていることは、正気の沙汰ではないと断じるべきであろう。

#### 高度警戒体制

「警報即発射」オプションの下で要求される手段としての核兵器発射の即応体制が高度警戒体制である。それを支えている個々の兵器システムの準備態勢を「一触即発の警戒態勢」あるいは「即時警戒態勢」と呼んだりしている。ブレアが述べたような、大統領に短時間に核報復判断を下させる制度とともに、兵器と部隊の準備態勢が整っていないといけないのである。準備態勢を支えているのが潜水艦のパトロール体制や大陸間弾道ミサイルの発射態勢である。プリクス委員会の勧告を正確に読んでみると、「警報即発射」オプションの放棄と即応体制の緩和の問題を明確に分けて記述していることに気付くであろう。緩和の段階においてさまざまな技術的側面が登場し、必要ならば検証問題も発生する。

重要なことは、警戒体制を緩和して準備に時間を要する発射体制に変更することは、単に技術的な変更を意味するのではなく、理論上「警報即発射」オプションを放棄することを意味せざるを得ないということである。それは、抑止論に基づく戦争計画そのものの変更を意味し、したがって、核の聖職者の聖域を崩す大きな意味が潜んでいることになる。核信奉者から強い反発が出てくる所以である。

今回の「即応体制緩和」の決議案の意義をこのように掘り下げて理解しておきたい。

## 日本は支持できるか？

### 抵抗勢力が存在する

10月18日に行われた核兵器に関するテーマ別討論のなかで、ニュージーランドのマッケイ大使は、「本決議は、広い支持を受けるべきもの」と各国の支持を強く促した。

「配備や作戦上の地位の低下は、当然のことながら保有核兵器の不可逆的な削減に取って代わるものではない。しかし、我々が保有核兵器の完全廃棄へと進んでいくなかで、中間措置としてすべての核兵器を高度警戒体制から除外することは、我々の共通の安全保障における極めて大きな進歩となるだろう。」<sup>13</sup>

第一委員会に先立って市民団体が行った外務省との意見交換では、日本も共同提案国になるべきであり、少なくとも賛成は当然である、との市民側の意見に対し、外務省の担当官からは明確な回答が得られなかった。

しかし、すでに述べたように、このテーマは日本政府が後援した「東京フォーラム」が力説した勧告の一つである。また、「日本の成績表」を通じて評価委員会が得てきたこの問題に対する日本政府の対応も、行動しないまでも拒否反

## 政府の説明に拭えぬ疑惑

# 「航泊日誌」永久保存の立法措置を

10月17日、政府は対テロ特措法に替わる「給油新法案」を閣議決定し、国会に上程した。対テロ特措法に基づく6年間の日本の支援活動を事実に基づき検証することが新法審議の前提とされるべきであることは言うまでもない。中でもピースデボが本誌第288号、289号<sup>1</sup>で指摘した、補給艦「ときわ」が米補給艦「ベコス」を介して空母キティホークなどへ補給した燃料が、イラク作戦に転用された事実の究明はその最大の焦点の一つである。

### 燃料は3日で消費された??

10月10日の衆議院予算委員会での民主党・菅直人氏の質問に対する石破防衛相の答弁の要点は次のとおりである。

03年2月25日の午前6時30分頃から10時30分頃までの間に、「ときわ」は「ベコス」に80万ガロンを給油した。

同日夜の8時頃までには「ベコス」は、「キティホーク」への67.5万ガロンを給油した。この補給の後、キティホークは26日12時頃、ホルムズ海峡付近にさしかかり、同日の20時までにはホルムズ海峡を通過、ペルシャ湾に入った。

03年に米側から政府に提示された「キティホーク」の1日の標準的な燃料消費量は約20万ガロンである。キティホークは、OEF(不朽の自由作戦)に従事していた2月25日から28日の3日間でベコスから補給された燃料67.5万ガロンをすべて消費したと米側は説明して

いる。

一方、キティホークがOSW(南方監視作戦)に従事し始めるのは、3月に入ってからである。

これは10月10日の米国防総省の報道発表<sup>2</sup>と軌を一にする説明である。しかしこの説明は、以下のように到底国民の疑念に応えるものではない。

### キティホークの任務に最初からOSW

何より先この期間のキティホークの任務には、当初からOEFは含まれていない。キティホークの「2003年司令官年次報告」には、キティホークの作戦目的はOEFではなく、OSWとOIF(イラクの自由作戦)であると明記されていることは、本誌288号で詳述したとおりである。マラッカ海峡を通過してから、目的地はインド洋ではなく、常にペルシャ湾であり、インド洋に入ってから「ときわ」から給油を受けた以外、停滞することなく、まっすぐにペルシャ湾に向かって

応は示さないものであった。

また、最近の日本政府の発言にもこの決議の趣旨と反する点は見当たらない。抽象的な表現ではあるが、日本が10月17日に提案した決議案「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」の主文7には、「核兵器国が、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層低下させることを要求する」とある。第1委員会の会期中にも、樽井澄夫軍縮大使は、「地球上には2万7千発の核兵器が存在するという指摘もある。そのような核兵器のさらなる警戒態勢の解除とあわせて、弾頭の数は徹底的に削減されなければならない(10月8日の一般演説)<sup>14</sup>と述べ、また、上記の日本提案の決議案の主文7が「核兵器の完全廃棄が実現するまでの間、偶発的な核戦争を避けるための過渡的措置として」の趣旨であることを窺わせる演説を行っている(10月17日の核兵器に関するテーマ別討論)<sup>15</sup>。

にもかかわらず、米国に対して北朝鮮への核攻撃の選択肢を放棄するなど迫っているような勢力が日本政府内に存在することも確かである。そのような勢力が、即応体制の緩和に対して外務省の手を縛ってきた可能性がある。

第1委員会における決議案への投票は10月29日に始まる。この決議案も賛成多数で第1委員会を通過し、12月初めの本会議での採択される見通しである。日本政府の動向を注視したい。(梅林宏道、中村桂子)

### 注

- 1 www.beehive.govt.nz/ViewDocument.aspx?DocumentID=30489
- 2 本誌260号(06年7月15日)に勧告の抜粋。
- 3 本誌273号(07年2月1日)に抜粋。
- 4 本誌279-80号(07年5月15日)に勧告の抜粋。
- 5 www.worldcitizens.org/nukeweaponsoff.html
- 6 1983年9月26日、モスクワ郊外の早期警戒基地で任務についていたペトロフ陸軍中佐(当時)は、米国からのミサイル発射を示すコンピューターの信号に対し、極限のプレッシャーのなかで誤作動との判断を下し、核戦争の危機を回避した。詳しくは、本誌212号(04年6月15日)。
- 7 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com07/statements/9octusa.pdf
- 8 www.lcnp.org/disarmament/opstatus-blair.htm
- 9 「核兵器の警戒態勢、廃棄、削減に関する米国演説に対する反論」  
www.lcnp.org/disarmament/kristensen-rebuttal\_oct07.pdf
- 10 本誌249-50号(06年1月15日号)にグローバル・ストライクに関する解説。
- 11 アラン・フィリップス「警報即発射に反対」  
www.ploughshares.ca/libraries/WorkingPapers/wp021.html
- 12 同上
- 13 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com07/statements/18octnewzealand.pdf
- 14 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com07/statements/8octjapan.pdf
- 15 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com07/statements/17octjapan.pdf

いる。問題はそこで何が行われたのかである。前記の10月10日の国防総省発表資料は、2月25日から、OSWのためにペルシャ湾北部に到着した28日夜までの3日間にキティホークは次の任務を行ったと説明している。

海面搜索監視統制(SSSC)、対水上戦闘航空偵察、海上阻止行動(MIO)の哨戒、戦闘空中哨戒、搜索および航空救難、指揮統制、空中給油、電子戦の訓練および即応、暗視装置能力、精密照準爆撃訓練、模擬近接航空支援、精密航法計器能力、艦載機着艦能力、前方航空管制、ならびに航空機防衛。

これらの多くは、イラク作戦と区別が付き難い。アフガニスタンにかかわる作戦としてのOEFの一環であることを証明しようとするれば、より詳細な説明が必要である。

### 「ペルシャ湾でのOEF」のほとんどはイラク作戦

防衛相はキティホークがペルシャ湾に入った後もOEFの一環として「数回の飛行作戦 答弁では「飛行作業」という言葉が使われているが、ここでは「作戦」と呼ぶを行ったと前記の答弁で話している。ペルシャ湾の北岸は全てイラン領土であり、アフガニスタンに最も近いアラビア海を素通りしたキティホークが、わざわざペルシャ湾に入った後でアフガニスタンにかかわるOEF飛行作戦を実施することはあり得ないことも本誌288号で指摘したとおりである。単にパイロットの技量維持のための訓練か、イラクにかかわる作戦がOEFの名の下で行われていると考えるべきであろう。米国のイラク戦争開戦の「言い訳」の一つは、サダム・フセイン政権がアルカイダと関係があるというフィクションであった。

以上のように、仮に「ときわ」から間接的に補給された67.5万ガロンの燃料が3日間で消費されたという政府の説明が正しいとしても、テロ特措法違反の疑いは残る。

### 3日で消費した証拠はない

加えて、67.5万ガロンが3日間で消費されたという説明の信憑性もきわめて疑わしい。10月10日の委員会での防衛相の説明は次のとおりである。「キティホークはホルムズ海峡を通過したとき、33ノット、相当の高速で、かなりの時間、航行している。また飛行機が飛びたつときは、風に向かって走るので相対速度を相当に上げないと飛行機は飛ばない。従って、数回の飛行作業実施時にも、高速で航行したと考えられる。このようなことを踏まえると、キティホークの燃料消費量は、1日、約20万ガロンという標準的な量を上回ると推定するのが合理的で、3日以内、すなわち2月中に67万5千ガロンの燃料を消費したという米側の説明はきわめて合理的であると考えている。」

ピースデポの調査によれば、2月17日から3月13日までのキティホークの平均燃料使用量は1日あたり16.2万ガロンである。3日で67.5万ガロンという数字の信憑性には疑問がある。

さらに、キティホークの航海日誌の記録から船速データを追跡すると、瞬間的な速度はほとんどが10-18ノットであるが、26日の昼にホルムズ海峡の通過に際し、高速で走行した形跡はある。航海日誌では11時30分、40分に33ノット、17時52分に27ノットと言う記録がある。この間は記述

がないが、仮にこの間、全速に近い状態が続いたとすれば、最大で約6時間、高速で走行したことになる。しかし、航海日誌からわかる船の位置と船速を分析すると、6時間で約270km走っており、その平均速度は24ノットである。これは、例えば、全速で2時間走り、残り20ノットで走った場合に相当する。飛行作戦においては、空母は風上に向かって全力航行しなければならないので、風向によって進路を変更する可能性を考慮しても、「海峡通過や飛行作戦で、33ノットで走ったから3日で燃料を消費した」という説明にうなずくわけにはいかない。

以上3点について納得のいく説明をしない限り、転用の疑惑を否定したことにはならない。

国会審議の過程で、政府は、民主党に対して、「ときわ」の航海日誌の2月8、9日、25日分の一部を公開した。そこから同日、ペコスに給油した後、駆逐艦ポール・ハミルトンに給油していたことが明らかになった。ポール・ハミルトンに給油した燃料が対イラク作戦に流用されたことを示すデータはないが、3月20日からのイラク戦争の開戦時に他のどの艦船よりも多い148発のトマホークを発射したことから明らかに、日本の給油活動 OEF OIFのリンケージの暗闇は底知れない。

### 防衛庁・自衛隊の組織的隠蔽?

このような状況の中で、海上自衛隊・防衛庁(当時)の「不祥事」が相次いで明らかになった。

一つは、03年5月の「キティホークへの給油量は20キロガロンであった」との政府答弁の基礎となった給油記録が、事務担当者の記載ミスでありミスが明らかになった後も、上層部に報告されずに放置されていたという事実である。

10月22日に各党に配布された「諸論点に対する防衛省の考え方(以下「防衛省の考え方」)によれば、問題の給油データが派遣部隊から電文及び電子メールで海上幕僚監部と防衛庁(当時)に伝えられたのが03年2月26日である。この時、受領証の写しも添付された。この報告を、海上幕僚監部防衛部運用課で集計表に転記する際にペコスとポール・ハミルトンへの給油量を取り違えて入力した。それがそのまま、5月8日の石川統合幕僚会議議長(当時)の記者発表に使われ、同発表文書に基づいて5月9日の福田官房長官および5月15日の石破防衛庁長官(いずれも当時)の国会答弁が作成された。

転記の誤りに事務当局が気付いたのは5月9日である。しかし担当課長(防衛部防衛課長)らは、「間接給油問題が沈静化しつつあったことを考慮し、特に上司への報告や内局への報告を行わず、また訂正措置もとらなかった。」

以上がこの顛末に関する政府の説明である。

「問題が沈静化したことを報告しなかった理由としてあげているが、現に5月15日に防衛庁長官の答弁が行われていることを見れば、まず「沈静化」とはとも言えない状況であった。

また、転記された表(7ページ)を見ると、転記ミスがあったとしても隣に80万ガロンの数字が並んでおり「読み取りミス」が起こるとは考えられない。実際は転記ミスを口実にした意図的な隠蔽であったことを、事実は物語っているのではないか。どのレベルでその意図的な隠蔽、おそらくは事



回数	月日	補給品名	受給艦	補給場所	補給量	備考
161						KL
162						KL
163						KL
164						KL
165						KL
166						KL
167						KL
168						KL
169						KL
170						KL
171						KL
172						KL
173						KL
174						KL
175						KL
176	2.25	ときわ	T-40	PECOR	アラビア海北部	812 KL
177	2.25	ときわ	PPR	PAUL HAMILTON	アラビア海北部	3,000 KL
178						KL
179						KL
180						KL
合計						KL



「諸論点に対する防衛省の考え方」に添付された給油量集計表。ベコスとポール・ハミルトンの給油量が逆に記載されている。

態「沈静化」を狙った隠蔽が行われたのか、真相究明が必要である。

#### 「航泊日誌」は永年保存、全面公開を

もう一つの「不祥事」は、「ときわ」と同じくテロ特措法に基づく給油活動に従事していた補給艦「とわだ」の2003年7月から12月分の航泊日誌が破棄されていたことである。

海上自衛隊の規定である「航泊日誌に関する達（達第30号、1967年5月30日）によれば、航泊日誌は最後の記載をした日から1年間、艦船内に備え置き、その後3年間、当該艦船の在籍する地方総監部に保存されることになっている。すなわち、通算4年間の保存義務がある。

問題の「とわだ」の航泊日誌については、07年7月26日に「とわだ」の航海科員が管理責任者の許可を受けずに、過去の航泊日誌とともに誤って裁断機で裁断し、焼却処分されたこと、「防衛省の考え方」は説明している。

防衛省は、このようなミスが発生した理由については現在調査中であり、調査結果は速やかに説明すると約束する一方、破棄された部分は「とわだ」航泊日誌の必要な部分は同艦に随伴していた護衛艦「あさぎり」、「はるな」の航泊日誌等をもとに復元することが可能であり、作業を急いでいると説明した。

原因究明と復元作業は当然行われるべきである。復元結果の公表にあたっては作弄的な操作をチェックするために元データも含めて公表されねばならないのは言うまでもない。

しかし、今議論されなければならないのは、より本質的な問題である。

第11には、航泊日誌の保存期間の問題である。今回の給油問題に見られるように、航泊日誌（米では航海日誌）は、外交問題、安全保障問題に関わるもっとも基本的な一次資料である。乗組員の死傷などに関する補償の根拠に

なる記録文書でもある。それを考慮すれば航泊日誌の保存期間は現在の「最大4年間」から「永久保存」に変更し、一般市民が情報公開制度によって適宜アクセスできる状態におくように、法律と規定を改正するべきである。米国海軍の航海日誌は古いものはマイクロフィッシュ化されて永久保存され、原則的に公開されている。政府は、米国と同等の情報公開を行うことが、日米同盟の信頼性を高めるとい認識に、少なくとも立つべきではないだろうか。

第2に必要なのは自衛隊内の意識改革である。艦船などの現場で、「航泊日誌」が専門的な市民の目に触れる必要もない内部資料であるという認識があるとすれば、それを抜本的に改めるような意識改革が必要である。それは、現場の自衛官にとっても、自らの活動の透明性を高め、国民への説明責任に応えるという緊張感を日々の任務の中で意識することにつながるであろう。

#### 米国の説明 燃料の追跡は難しい

10月18日、米国防総省は「『不朽の自由作戦』日本が供給する燃料の使用について」と題された報道発表を行った<sup>4</sup>。その抄訳を8ページの囲みに示す。

ここで国防総省が述べていることは次の2点である。(1) 日本が補給した燃料がどこで、何の目的で消費されていたかを追跡することはきわめて複雑かつ困難である。(2) 日本の燃料供給量を上回る量の燃料がOEFでは消費されているので、日本が供給した燃料はすべてOEFで使われた。

純粋に作戦上の観点から見ればこの説明は明快である。もし、日本がOEFとOIFの両方を支援することを国民に説明し、国民の同意を得て自衛隊を派遣しているならば、そして本誌前号で述べたこれらの作戦自体の政治的、人道的問題を横に置けば、この説明には説得力がある。しかしテロ特措法はあくまでもOEF支援に限定した法律であ

# イラク戦争におけるイラク側の死者が100万人を超えた。

イギリスの世論調査機関「オピニオン・ビジネス・リサーチ」(以下ORB)が9月14日に公表した報告によれば、イラク戦争におけるイラク側の死者が2003年の開戦以来100万人を超えた<sup>1</sup>。この死者数は、米ジョンズ・ホプキンス大学のレス・ロバーツ博士の研究グループが昨年10月イギリスの医学誌「ランセット」で発表した推定死者数(654,965人)の2倍以上である<sup>2</sup>。

ORBは、イラク地元の現地調査機関と協力して、以下の方法で調査をおこなった<sup>3</sup>。期間を2007年8月12日から19日までの8日間に定め、18歳以上の成人1,461人を調査対象として恣意選択し、この調査対象者と面接形式で次の質問を問うた。「2003年からのイラクにおける紛争のせいで、もしあれば、あなたの世帯で何名が亡くなりましたか」。この質問にたいして、0人と答えたのが78%、1人が16%、2人が5%、3人が1%、4人またはそれ以上が0.002%だった。2005年の国勢調査で明らかになったイラクの総世帯

数4,050,597戸から推定すると、イラク戦争におけるイラク側の死者数は開戦から約1,220,580人になる。ちなみに、カルバラとアンバルが治安上の理由で、またアルビルが行政上の理由で今回の調査から除外された。

100万人を超える死者の死因の内訳は次の通りである<sup>4</sup>。48%が銃撃で、20%が自動車爆弾で、9%が空爆で、6%がその他の銃砲で、そして残りの6%が事故で亡くなっている。マスメディアがしばしば取り上げ、ゆえに人の目に留まるのは自動車爆弾や空爆による犠牲であるが、この内訳が物語るのは、銃撃による犠牲は自動車爆弾や空爆によるそれをはるかに凌いでいるということだ。(水熊克哉)

注

1. [www.opinion.co.uk/Newsroom\\_details.aspx?NewsId=78](http://www.opinion.co.uk/Newsroom_details.aspx?NewsId=78)

2. [web.mit.edu/CIS/lancet-study-101106.pdf](http://web.mit.edu/CIS/lancet-study-101106.pdf)

3. 1. と同じ。

4. 1. と同じ。

以日本政府はこの目的以外での使用は、給油対象国と個別に締結した「交換公文」で禁止していると国民に説明しているのである。テロ特措法の成立と給油支援にあたっての日米交渉の中で、この「燃料の追跡は複雑かつ困難」であるという事情は米国から説明されていたのか否か、大きな関心を抱かざるを得ない。2003年の日米交渉の経緯が公開されねばならない。

国連憲章に背を向け、数々の国際人道法違反を積み重ねてきたOEF<sup>5</sup>とOIFは、それを遂行するにあたって、日米公約という法の支配を崩壊してきた可能性が大きい。この

問題こそが「給油新法」審議の前に徹底的に解明されなければならない。(湯浅一郎、田巻一彦)

注

1 記者発表資料の全文がピースデポHPにある。

2 「2003年2月25日の日本による米国補給艦ベコスへの給油について」(07年10月10日、米国防総省)。原文と仮訳は米国大使館のHP: [japan.usembassy.gov/tj-main.htm](http://japan.usembassy.gov/tj-main.htm)

3 国会各党に配布され、防衛省HPにはない。近くピースデポのHPに掲載する予定。

4 「『不朽の自由作戦』に日本が供給する燃料の使用について」(07年10月18日、米国防総省)。原文と仮訳は2と同様。

5 本誌290号参照。

「不朽の自由作戦」に日本が供給する燃料の使用について  
(抜粋。米大使館仮訳)

米国防総省報道発表

2007年10月18日、ワシントンD.C.

2001年12月以降、国際社会のテロに対する取り組みの一環として、日本政府は「不朽の自由作戦(OEF)」に参加する米国海軍および有志連合諸国の艦船に給油を行ってきた。これらの艦船は、OEFへの支援を含む指令のもとに活動していた。米国政府は、日本政府に対し、米国中央軍(CENTCOM)の作戦海域内において日本からの給油を受けたすべての米国艦船は、OEFを支援するために日本からの給油を受けたことを確認した。

日本が補給した燃料の追跡について

日本が補給した燃料を、米国艦船に給油された時点から消費されるまで、任務ごとに追跡することは、以下の理由により複雑な作業となる。

海上自衛隊が米国などの有志連合艦船に補給した燃料を、ほかの燃料と

分けて、別のタンクに貯蔵することは行っていない。日本が補給した燃料は、その艦船の積載燃料全体の一部となり、ほかから補給された燃料と混ざる。

海上自衛隊の燃料がまず別の補給艦に給油され、そこからほかの艦船に給油されることは、海軍作戦行動においては一般的におこなわれることであり、その場合、用途を説明する作業はさらに複雑になる。

加えて、艦船は複数の任務に就くこともある。

米国政府は、日本がOEFに参加する艦船のみに燃料を補給するという日本政府との合意に、誠実に従ってきたと信じており、提供している情報がこれを裏付けるものと信じている。

全体的な消費量

日本の燃料供給量を上回る量の燃料が、OEFの任務のために消費された。日本が供給した燃料はすべて、OEFに参加した艦船が消費したと説明することができる。(略)

日本による米国海軍艦船への給油開始からイラク戦争開戦の前月末までの期間に当たる2001年12月から2003年2月末まで、海上自衛隊は、米国など有志連合艦船に対し、約7400万ガロン(74,115,281ガロン=実数、2億8052万6340リットル)の燃料を供給した。これは1カ月当たり約500万ガロン(4,941,018ガロン=同、1870万3790リットル)に相当する。同期間中にCENTCOM作戦海域内において有志連合艦船が消費した燃料の総量は、約4億ガロン(378,963,102ガロン=同、14億3453万3748リットル)であった。これは1カ月当たり約2500万ガロン(25,264,207ガロン=同、9563万5583リットル)に相当する。従って、海上自衛隊が供給した燃料は、この15カ月間の有志連合艦船による消費燃料の総量の19.6%を占めた。(後略)

(米国大使館の仮訳にピースデポが手を加えた)



# 微力だけど 無力じゃない

高村千紗さん

高校生平和大使



写真：織田健司

きっかけは、新聞に載っていた募集記事です。恥ずかしい話ですが、あんまり高校生平和大使の活動をよく知らないまま、興味があるから応募してみようかな、と。

動機はいくつかあります。私の亡くなった祖父は、戦争でレイテ島に行っているんですよ。でも、あんまり辛かったという話を聞いたことはありません。草むらをはいている時、相手の兵士にいきなりぶつかってびっくりして二人で笑い合ったとか、そういう面白い体験談ばかり。それを聞いたときは単に「面白い話だなあ」と思っただけでしたが、高校生になってちょっと考えるようになりました。相手の兵士も来たくて戦争に来たわけじゃない。あっちも怖かったし、こっちも怖かった。「敵」だって同じ人間。朝起きるのが面倒くさいとか、嬉しいとか、怖いとか、私と同じ感情を持つ人間なんだ。そのことを祖父は私に伝えたかったんじゃないかな、と考えたんです。それから、私は将来映画制作の仕事をしたいと思っています。人の心に何かを残すような作品を作りたい。平和大使の経験はきっとそれに活かせる、自分の成長剤になると思ったんです。

平和大使としての活動は7月に始まりました。長崎で原爆関連のイベントに出席したり、県内で署名活動をしたりと慌しく過ごしたあと、ジュネーブの国連に向けて10日間の旅に出発しました。まず事前学習として韓国とアムステルダムへ。ソウルの西大門刑務所では、日本人が韓国人にひどい扱いをしてきたことを初めて知りました。在韓被爆者の方からは、被爆

体験だけではなく、その後どういふ人生を送ってきたかをお話いただきました。原爆って私たち日本人が酷いことをされた、という認識しかなかったんです。でもこういう一面もあるんだって、これから世界に核兵器廃絶を訴えていく私たちは絶対に知っておかなければいけない、と思いました。

ジュネーブでは日本政府の軍縮代表部などを訪問し、国連に署名を届け、平和大使一人一人が平和や核兵器廃絶への思いをスピーチしました。高校生平和大使は、神奈川の私のほか、全国応募で鹿児島島が一人、「高校生一万人署名」から一人、長崎県代表が一人、それからペルー人のオルテガ・マリアさんと韓国人で被爆三世のイ・コンウクンの6人です。他にブラジルから2人の高校生も合流しました。実は、今年初めて、高校生平和大使に「外国人枠」ができ、海外からの応募があったんです。少しずつ私たちの活動が世界に広まってきたと実感しています。この活動をもっと世界に広めていきたい、そのためには神奈川の私が日本でしっかり基盤を作らなければ、との思いを強くしています。

その一方で、旅を通じて、平和大使どうしのコミュニケーションが十分にとれなかったことが悔いとして残っています。語学の問題もあったし、緊張が続き、自分のことで一杯になってしまった。でもっとお互いの思いについて聞いたらよかったと思います。例えば、もうあと数年で兵役があるコンウくんは、平和の問題に対する危機感が私たちと全然違う。こういうことも旅の最後のほうに知ったんですよ。

旅から帰ってきて、神奈川でどうやって活動を広めていこうか、と一緒に署名活動をした仲間たちと考えました。それで、横須賀の原子力空母問題について訴えようと決めました。来年横須賀に原子力空母が来る、これは今起きている問題なんだよ、とアピールしていけば、神奈川の高校生は身近な問題として受け止めてくれるんじゃないかと思ったんです。

「原子力空母が来るのは嫌だけど、それによって守られているんだからしょうがない」とか、「実際そこまで本当に危険なの？」って考えている人たちもいます。でも、被爆国として原子力空母を受け入れたら、見境なくなっちゃうんじゃないかなあと思うんですよ。私たちの力はそんなに大きいものではないし、原子力空母が来るのを止められないかもしれない。でも被爆国に生まれた高校生として、「私たちは原子力空母に反対します」という声を日本政府やアメリカに届けたいんです。

7人くらいの高校生と一緒に「Peace Peace Peace」という団体で活動しています。みんなそれぞれ自分の部活や学校もあるし、毎回参加できるわけじゃない。でも大事な仲間です。署名活動も駅でメガホン使ってしゃべったり、勇気いるんですよ。一応普通の高校生なので（笑）

「微力だけど、無力じゃない」というのは私たちのキャッチコピーです。高校生って平和問題に関心なさそうかもしれないけれど、ちゃんと話すぞ、それってヤバイじゃん、って耳を傾けてくれる子もいます。少しずつだけど私たちも考え始めている。このことは大人の人たちにも知ってほしいんです。（談、まとめ：中村桂子）

たかむら・かずさ

第10代高校生平和大使。神奈川県立横浜緑ヶ丘高校2年生。核廃絶を訴える署名を国連に届けて平和を訴える「高校生平和大使」は、長崎市の市民団体による派遣事業で今年が10回目。12月1日に横浜で報告集会を予定。

# 変わる?アメリカ

～08大統領選挙と核軍縮世論～

12月15日(土) 午後1時半～4時(開場1時)

明治学院大学・白金校舎 本館10階大会議室

(東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線・白金台駅より徒歩約7分)

<ゲスト> 核時代平和財団

デイビッド・クリーガー(代表)

ニック・ロビンソン

キッシンジャー元国務長官らの核兵器廃絶の訴え、「信頼性代替弾頭(RRW)計画への米議会の反発、次期大統領候補らによる核軍縮支持の表明...これらから米国の世論に「核軍縮への気運」を見出すことはできるのか?

米NGO「核時代平和財団」の2名の専門家を迎え、米国の核軍縮政策の現状と展望、日米市民社会の課題について議論します。

資料代:500円

共催:ピースデポ

明治学院大学国際平和研究所

## 日誌

2007.10.6～10.20

作成:林公則、氷熊克哉

IAEA=国際原子力機関 / INF=中距離核戦力 / MD=ミサイル防衛 / PSI=拡散防止構想

10月7日付 米、新型クラスター爆弾を今夏開発し、年内に実戦配備することが明らかに。

10月10日 モスクワでプーチン・ロ大統領とサルゴジ・仏大統領が会談。イランの核問題について異なる立場を表明。

10月10日 米国防総省、海自艦からの給油の転用を否定する声明を発表。67万5千ガロンは3日分で使い切る量。(今号参照)

10月10日 台湾、台北で16年ぶりの軍事パレード。

10月10日 印ムカジー国防相、ニューデリーを訪問したIAEAのエルバラダイ事務局長と会談。

10月11日 ロ、カザフスタンのロ軍事演習場で迎撃ミサイルの打ち上げ実験に成功。

10月12日 防衛省、海自イージス艦「こんごう」が12月中旬にハワイ沖でSM3の発射実験を実施すると発表。

10月12日 プーチン・ロ大統領、米国務長官および国防長官とモスクワで会談。露がINFから脱退することを示唆。

10月12日 モスクワで米国務長官と国防長官、ロ外相と国防相と米によるMDシステムの東欧配備について協議。

10月12日 韓国、釜山で日韓安保対話。

10月13日 伊豆大島沖で、大量破壊兵器のPSIの一環として多国間海上訓練。日本政府が主催して7か国が参加。

10月15日 印シン首相、米ブッシュ大統領と電話会談。今年7月に合意した原子力協定の発効にかんして印国内に困難が発生。

10月15日 ドイツのウィースパーテンで独露首脳会談。バルト海に敷設する海底パイプラインの建設を推進することで一致。

10月16日 テヘランでアゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、トルクメニスタン、ロシアのカスピ海沿岸5か国の首脳会談。

10月16日 プーチン・ロ大統領、イランのアフマニディヤド大統領とテヘランで会談。イランに核燃料を供給することを明言。

10月17日 日本政府、国連総会第1委員会に核軍縮決議案を提出。

10月17日 ニュージーランド等5か国、国連総会第1委員会に、「核発射体制の緩和」で新決議案提出。(今号参照)

10月17日 チベットのダライラマ14世、米ワシントンD.C.でブッシュ大統領と会談。

10月17日 米、ダライラマ14世にゴールドメダルを授与。中国は反発。

10月18日 米国防総省、海自艦からの給油の転用を否定する声明を発表。追跡調査は困難とも。(今号参照)

10月19日 パキスタンのカラチで爆弾攻撃。ブット元首相が乗る車の車列から数10メートル離れた路上。死者は139人に。

沖縄

10月8日付 1969年の沖縄返還交渉で、核密約締結を示す公文書を研究者が公表。

10月9日 仲井真弘多知事が石破茂防衛相と初会合。普天間代替施設の沖合移設などを要望。

10月11日 航空自衛隊の地对空パトリオット・ミサイルが沖縄本島全域で移動訓練。

10月16日 普天間飛行場と那覇港湾施設の一部土地について沖縄防衛局が使用認定申請。

10月16日 海上自衛隊と在日米海軍との合同訓練のため、豪空軍の哨戒機1機が初めて那覇空港に着陸。

10月18日 キャンプ・シュワブなどに建設した施設や工作物など7件を米軍に提供することを日米合同委員会で合意。

10月19日 嘉手納飛行場で、今年1月以来となるパラシュート効果訓練を米軍が強行。

10月19日 衆議院安全保障委員会で、普天間代替施設で米軍機が住宅地上空を飛行するのは当然と防衛政策局長が答弁。

### 今号の略語

CENTCOM = 米国中央軍

CTBT = 包括的核実験禁止条約

FMCT = 核分裂性物質生産禁止条約

MIO = 海上阻止作戦

NAC = 新アジェンダ連合

NPT = 核不拡散条約

OEF = 不朽の自由作戦

OIF = イラクの自由作戦

OSW = 南方監視作戦

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 氷熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 織田健司、津留佐和子、中村和子、林公則、梅林宏道